

木造軸組工法又は枠組壁工法を用いた建築物のまちづくり省令準耐火構造の仕様

第1章 木造軸組工法を用いた住宅の仕様

第1 屋根、外壁及び軒裏

1 屋根は、次のいずれかとする。

- (1) 不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造るか又は葺く。
- (2) 準耐火構造（屋外に面する部分を準不燃材料で造ったものに限る。）とする。
- (3) 耐火構造（屋外に面する部分を準不燃材料で造ったもので、かつ、その勾配が水平面から30度以内のものに限る。）の屋外面に断熱材（ポリエチレンフォーム、ポリスチレンフォーム、硬質ポリウレタンフォームその他これらに類する材料を用いたもので、その厚さの合計が50mm以下のものに限る。）及び防水材（アスファルト防水工法、改質アスファルトシート防水工法、塩化ビニル樹脂系シート防水法、ゴム系シート防水工法又は塗膜防水工法を用いたものに限る。）を張ったものとする。
- (4) (1)から(3)までに定めるもの以外の仕様とする場合は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条の2の2第1号及び第2号の規定に適合するものとして国土交通大臣が認めるものとする。

2 外壁及び軒裏は、次のいずれかとする。

- (1) 防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する構造をいう。以下同じ。）とする。
- (2) 建築基準法第2条第8号の規定に基づき国土交通大臣が認めるものとする。

第2 界壁*

住宅相互間の界壁の構造は、次のいずれかとする。

- 1 1時間準耐火構造（建築基準法施行令第112条第2項に掲げる技術基準に適合するものをいう。）
- 2 次の(1)から(3)までに適合するものとし、小屋裏又は天井裏まで達せしめる。
 - (1) 界壁の厚さ（仕上材料の厚さを含まないものとする。）を100ミリメートル以上とする。
 - (2) 界壁の内部には、厚さ25ミリメートル以上のグラスウール（かさ比重0.02以上）又は厚さ25ミリメートル以上のロックウール（かさ比重0.04以上）を入れる。

※ 強化天井の取扱いについては住宅金融支援機構技術総合サポート部
技術支援グループまでお問合わせください。
TEL 03-5800-8163 受付時間9:00~17:00（土日、祝日、年末年始を除く。）

- (3) 界壁の両面は、厚さ12ミリメートル以上のせっこうボードを2枚張りとする。

第3 その他

- 1 壁及び天井の下地材料の目地は、防火上支障のないよう処理する。
- 2 床又は天井と壁及び壁と壁との取合部には、火炎が相互に貫通しないようファイヤーストップ材を設け、その材料は、次のいずれかとする。
 - (1) 厚さ30ミリメートル以上の木材
 - (2) 厚さ50ミリメートル以上のロックウール（かさ比重0.024以上）、厚さ50ミリメートル以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）又は厚さ100ミリメートル以上のグラスウール（かさ比重0.01以上）
 - (3) 厚さ12ミリメートル以上のせっこうボード
- 3 2の適用に当たっては、連続した2室の面積の合計が10平方メートル以内となる場合においては、火気を使用する室が含まれる場合を除き、それらをまとめて1室として取り扱うことができるものとする。

第2章 枠組壁工法を用いた住宅の仕様

第1 屋根、外壁及び軒裏

第1章の第1のとおりとする。

第2 界壁*

住宅相互間の界壁の構造は、次のいずれかとする。

- 1 1時間準耐火構造（建築基準法施行令第112条第2項に掲げる技術基準に適合するものをいう。）
- 2 次の(1)から(3)までのいずれかに適合するものとし、小屋裏又は天井裏まで達せしめる。
 - (1) 2重壁とし、それぞれのたて枠の室内側には、厚さ12ミリメートル以上のせっこうボードを2枚、壁心側には、厚さ12ミリメートル以上のせっこうボードを1枚張る。
 - (2) 2重壁とし、それぞれのたて枠の室内側には、厚さ12ミリメートル以上のせっこうボードを2枚張る。また、界壁の室内には、厚さ50ミリメートル以上のロックウール（かさ比重0.04以上）又はグラスウール（かさ比重0.02以上）を入れる。
 - (3) 1重壁とし、下枠、上枠及び頭つなぎに寸法型式206を用い、たて枠は、寸法型式204を間隔250ミリメートル以内に千鳥に配置し、室内側に厚さ12ミリメートル以上のせっこうボードを2枚張る。また、界壁の内部には、厚さ50ミリメートル以上ロックウール（かさ比重0.04以上）又はグラスウール（かさ比重0.02以上）を入れる。

※ 強化天井の取扱いについては住宅金融支援機構技術総合サポート部
技術支援グループまでお問合わせください。
TEL 03-5800-8163 受付時間9:00~17:00（土日、祝日、年末年始を除く。）

第3 その他

第1章の第3による。